

報告事項

第20期 報 告 書

自 平成31年 4 月 1日

至 令和 2年 3 月31日

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役の監査報告書謄本

能登空港ターミナルビル株式会社

事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

令和元年度の能登空港における航空旅客利用状況は、羽田便が前年度より3.8%減の(6,474人減少)164,005人となりました。本年2月までは冬の能登の味覚を味わう旅行商品の充実や暖冬により、順調に推移しておりましたが、3月から新型コロナウイルス感染拡大が影響し、羽田便の搭乗率が大幅に落ち込む結果となりました。

チャーター便につきましては、台湾から7往復・12片道の運航があり、前年度より401人少ない1,615人の利用がありました。

当社の当期の業績につきましては、売上高が航空会社や売店、レストラン等からの家賃収入、県からの建物の保守管理業務受託料、航空会社からのハンドリング業務受託料をはじめ、館内の広告料収入や郵便切手・収入印紙・県証紙の売り捌き収入、その他収入を合わせて355,664千円(対前年度100.1%)となりました。

一方、費用の面におきましては、エスカレーターなどの償却資産が耐用年数を経過したことに伴い、減価償却費が大きく減額となり、売上原価は280,667千円、販売費及び一般管理費は36,609千円となり、合計で317,277千円(対前年度93.4%)となりました。

この結果、営業利益は38,387千円(対前年度245.8%)となり、営業外損益を加減した経常利益は38,484千円(対前年度221.3%)、税引後の当期純利益は26,997千円(対前年度229.2%)を計上することとなりました。

(2) 今後の課題

新型コロナウイルスのいち早い収束を願うとともに、能登における賑わい創出の拠点施設として、県及び地元の市町・経済団体、住民各位のご理解とご協力を賜りながら、これまで以上に活気あふれる空港機能の早期回復が求められているところであります。

また、当社では、建物の長寿命化及び大規模修繕発生リスクの低減を図る観点から、計画的に修繕を行いつつ、館内の利便性や滞在性の向上を図ってまいりましたが、本年3月13日未明に発生した地震により、建物随所に亀裂が入るなどのダメージを被りました。

この地震による被災箇所の修復を最優先で実施するとともに、引き続き、計画的に改修も行いながら、施設・諸設備の適切な保守管理に努め、安全で安心できるターミナルビルを目指していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、これからもご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

(単位：千円)

区 分	設備投資	資金調達	
		自己資金	県補助金等
航空保安機器	31,680	14,256	17,424
保安検査場拡張工事	9,899	9,899	0
自動制御	8,517	8,517	0
拡声設備	5,265	5,265	0
ホイールローダ	4,400	4,400	0
広告枠設置(No39-42)及び一部LED化改修	8,448	8,448	0
キッズコーナー設置	2,490	125	2,365
その他	2,819	2,819	0
合 計	73,521	53,732	19,789

(注) 航空保安機器は、来期国庫補助金6,590千円があります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

科 目	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
売 上 高	350,422	349,544	355,159	355,664
経 常 利 益	35,716	20,613	17,387	38,484
当 期 純 利 益	24,446	13,962	11,777	26,997
1株当たり当期純利益	1,222円34銭	698円13銭	588円88銭	1,349円85銭
総 資 産	1,238,545	1,248,461	1,310,415	1,305,614
純 資 産	1,186,645	1,200,607	1,212,385	1,239,382

(5) 主要な事業内容

- ① 貸 室 業
- ② 航空事業者・航空旅客及び貨物に対する役務の提供並びに航空機牽引車、電源車等の機材の賃貸
- ③ 航空機の給油施設の賃貸及び運営
- ④ 建物及び附属設備の保守管理、警備、清掃及び環境衛生の管理業務
- ⑤ 広告宣伝業
- ⑥ 郵便切手類・収入印紙及び石川県証紙の売捌業
- ⑦ 物品販売業並びに石油製品の販売業
- ⑧ 著作権等の無体財産権の管理

(6) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
従業員	3 ^名	50 ^歳	12.6 ^年

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000株
- ② 発行済株式の総数 20,000株
- ③ 総株主の議決権数 20,000個
- ④ 株 主 数 34名
- ⑤ 株 主

株 主 名	持株数	出資比率	株 主 名	持株数	出資比率
石 川 県	7,200 ^株	36.00%	津 幡 町	176 ^株	0.88%
奥能登広域圏事務組合	3,000	15.00	内 灘 町	146	0.73
七 尾 市	1,200	6.00	石川県農業協同組合中央会	120	0.60
輪島商工会議所	1,200	6.00	金沢商工会議所	100	0.50
株式会社日本政策投資銀行	1,000	5.00	株式会社北陸銀行	100	0.50
北陸電力株式会社	1,000	5.00	能登町商工会	56	0.28
羽咋郡市広域圏事務組合	600	3.00	石川県漁業協同組合	40	0.20
株式会社北國銀行	600	3.00	中能登町商工会	30	0.15
中能登町	600	3.00	能登鹿北商工会	28	0.14
七尾商工会議所	500	2.50	穴水町商工会	24	0.12
株式会社整理回収機構	400	2.00	石川県森林組合連合会	20	0.10
ANAホールディングス株式会社	400	2.00	宝達志水町商工会	20	0.10
珠洲商工会議所	300	1.50	羽咋市商工会	18	0.09
かほく市	278	1.39	門前町商工会	18	0.09
株式会社北鉄航空	200	1.00	志賀町商工会	14	0.07
北陸鉄道株式会社	200	1.00	富来商工会	12	0.06
興能信用金庫	200	1.00			
のと共栄信用金庫	200	1.00	計	20,000	100.00

3. 役員に関する事項

取締役及び監査役

取締役会長	谷本正憲	(石川県知事)
代表取締役社長	中西吉明	(石川県副知事)
代表取締役専務	前田正彦	
取締役	安宅建樹	(金沢商工会議所会頭)
取締役	油野和一郎	(河北郡市会会長)
取締役	板橋史明	(株式会社日本政策投資銀行北陸支店長)
取締役	大林重治	(七尾商工会議所会頭)
取締役	岡田靖弘	(北陸エアターミナル株式会社代表取締役社長)
取締役	梶文秋	(奥能登広域圏事務組合組合長)
取締役	加藤隆佳	(石川県企画振興部長)
取締役	加藤敏彦	(北陸鉄道株式会社取締役社長)
取締役	刀祢秀一	(珠洲商工会議所会頭)
取締役	東田隆一	(北陸電力株式会社執行役員石川支店長)
取締役	久岡政治	(輪島商工会議所会頭)
取締役	不嶋豊和	(七尾市長)
取締役	牧康晴	(石川県農業協同組合中央会専務理事)
取締役	山辺芳宣	(羽咋郡市広域圏事務組合組合長)
監査役	池田誠	(石川県出納室長)
監査役	沢田隆	(石川県商工会連合会副会長)
監査役	山下孝明	(のと鉄道株式会社代表取締役社長)

4. 会計監査人に関する事項

氏名 宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎 文夫

5. 会社業務の適正を確保するための体制整備に係る基本方針及び運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業活動を脅かす災害、事故等の不測の事態に対応するために、マニュアルやガイドラインを整備しリスク管理体制の確立を図る。特に当社は、公共交通に関連する企業であり、安全に対する危機管理については関係機関と連携し、対応を図ることとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の監督等を行う。また、代表取締役専務は職務の効率性に関しての責任者として、経営計画に基づいた目標に対し職務執行が効率的に行われるよう監督するとともに効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図って行く。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、代表取締役専務はコンプライアンス体制の責任者として体制の維持・向上を図り、教育・研修の充実を図る。また監査役と連携し問題点の把握、改善に努め、適宜、取締役会に報告する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて同使用人を配置することとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役の指揮命令に服する。

監査役補助者の人事異動、評価について補助業務に就いたことに起因する

影響を反映しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、会社の信用の失墜、業績への重大な影響等の発生したもの、またはそのおそれがあるものについては、発見しだい速やかに監査役に報告する。

当社は、報告した者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議へ出席するとともに、決裁書類等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。監査役は必要に応じて、会計監査人との間で、意見交換を行うものとする。

監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、代表取締役専務を中心として、取締役及び使用人に内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(1,050,309)	流動負債	(59,273)
現金及び預金	1,013,590	未払費用	33,684
売掛金	26,088	未払法人税等	13,418
商品	986	前受収益	10,523
貯蔵品	656	預り金	448
立替金	5,615	賞与引当金	1,197
未収消費税等	3,373		
固定資産	(255,304)	固定負債	(6,958)
有形固定資産	(250,771)	退職給付引当金	6,958
建物	216,641		
構築物	460		
機械装置	4,079		
車両運搬具	807		
工具器具備品	28,284	負債合計	66,231
建設仮勘定	498		
無形固定資産	(291)	純資産の部	
電話加入権	291	株主資本	(1,239,382)
投資その他の資産	(4,241)	資本金	(1,000,000)
出資金	20		
長期前払費用	487	利益剰余金	(239,382)
繰延税金資産	3,733	利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	236,382
		繰越利益剰余金	236,382
		純資産合計	1,239,382
資産合計	1,305,614	負債・純資産合計	1,305,614

損益計算書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月 31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		355,664
家賃収入	127,135	
広告、受託料、その他収入	228,529	
売 上 原 価		280,667
家賃原価	89,935	
広告、受託料、その他原価	190,732	
売 上 総 利 益		74,996
販売費及び一般管理費		36,609
営 業 利 益		38,387
営 業 外 収 益		98
受取利息	92	
受取配当金	0	
雑収入	5	
営 業 外 費 用		2
雑損失	2	
経 常 利 益		38,484
特 別 利 益		20,453
固定資産売却益	664	
補助金収入	19,789	
特 別 損 失		19,580
固定資産除却損	2,156	
固定資産圧縮損	17,424	
税引前当期純利益		39,357
法人税、住民税及び事業税	13,209	
法人税等調整額	△849	12,360
当 期 純 利 益		26,997

株主資本等変動計算書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	3,000	209,385	212,385	1,212,385	1,212,385
当期変動額						
当期純利益			26,997	26,997	26,997	26,997
当期変動額合計	-	-	26,997	26,997	26,997	26,997
当期末残高	1,000,000	3,000	236,382	239,382	1,239,382	1,239,382

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法によっております。
無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期の負担見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給与に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 705,924千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数 20,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、事業税及び退職給付引当金であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	1,013,590	1,013,590	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、能登空港において空港ターミナルビル（土地は賃借）を有し、航空会社及びテナントに賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
196,079	303,368

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び圧縮記帳額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	61,969円13銭
1株当たり当期純利益	1,349円85銭

独立監査人の監査報告書

令和2年5月24日

能登空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

宮崎公認会計士事務所
石川県金沢市
公認会計士 宮崎 文夫 ㊞

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、能登空港ターミナルビル株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、

会計監査人の監査報告書謄本

重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示および注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 宮崎文夫氏の監査方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

能登空港ターミナルビル株式会社

監 査 役 池 田 誠 ⑩

監 査 役 沢 田 隆 ⑩

監 査 役 山 下 孝 明 ⑩